

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和5年9月28日

寒川町監査委員 後藤 雅弘
同 太田 眞奈美

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和5年8月2日から令和5年8月30日まで

3 監査の対象部課等

企画部 財政課、都市建設部 下水道課

4 監査の対象

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の着眼点（評価項目）

- ・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
- ・予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
- ・組織、運営の合理化
などに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、負担金、補助金及び交付金の支出事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の検査のほかヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査の結果

【企画部 財政課】

令和4年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【都市建設部 下水道課】

令和4年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 監査の結果に関する意見

【企画部 財政課】

(1) ふるさと納税について

町では、ふるさと納税制度による寄付額が、住民税の減収額を下回る状況にある。現在の制度では、こうした減収分が交付税不交付団体には補填されず、不交付団体である本町にとって深刻な課題となっている。

今後も引き続き、制度の見直しについての関係機関への働きかけや、より多くの方から寄付をいただけるよう、返礼品である町の特産品のPRなどに取り組んでいただきたい。

(2) 今後の財政運営について

今後、公共施設の更新費用や扶助費の増加などにより厳しい財政状況が見込まれていることから、職員一人ひとりのコスト意識を高めるとともに、事業の選択と集中の徹底を図るなど、持続可能な財政運営に努めていただきたい。

【都市建設部 下水道課】

今後の下水道事業について

今後、人口の減少による使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う経費の増加などにより、厳しい経営環境が見込まれる。

こうした中、町民生活に重要な下水道サービスを持続的・安定的に提供するため、「寒川町公共下水道事業経営戦略」や「ストックマネジメント計画」等に基づき、適正な料金収入を確保するとともに、施設の更新や長寿命化対策などを計画的・効率的に行い、費用の抑制に努めていただきたい。

なお、今後の下水道使用料の料金改定に際しては、町民に対して改定の理由や、下水道事業の重要性について丁寧な説明を行うことを要望する。